

第4章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証、措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである（平成27年10月1日改訂）。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

イ 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画の策定及び実態調査

サーベイランス・モニタリング中期計画（有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成24年3月23日公表。）（「サーベイランス」とは問題の程度や実態を知るための調査を、「モニタリング」とは矯正的措置をとるかどうかを決定するための調査をいう。）に基づき作成した平成27年度のサーベイランス・モニタリング年次計画に従って実態調査を行った。また、有害化学物質については、平成28年度から平成32年度までを対象とした新たな中期計画（平成28年1月8日公表）を策定するとともに、これに基づき、また、有害微生物については、平成24年に公表された中期計画に基づき、平成28年度のサーベイランス・モニタリング年次計画を策定した（平成28年2月29日公表）。

(2) 食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

平成27年度は、コーデックス委員会の各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、平成27年度のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づく各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における実態調査等を実施した。また、平成25年度から平成26年度までに実施した有害化学物質の含有実態調査結果をデータ集としてまとめ、平成28年3月に公表した。

平成27年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減させるため、平成23年8月に公表した「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」に基づく水稲のカドミウム吸収抑制対策、植物を用いた土壌浄化対策及び客土対策を推進するとともに、平成21年度から平成26年度までに実施した農産物中の含有実態調査の結果を解析し、これらの低減対策が有効であることを示した。また、農地土壌の新たな浄化技術に係る研究開発を行った。

b ヒ素

コーデックス委員会汚染物質部会（CCCF）における米中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範作成並びに玄米中の無機ヒ素の最大基準値設定の検討について、作業部会の議長国として議論を主導した。また、米中のヒ素低減に係る研究及び水田土壤中ヒ素の含有実態調査を実施した。

c 鉛

農産物及び農産物加工品の含有実態調査を実施した。また、CCCFにおける食品中の鉛の最大基準値見直しの検討に参画した。

d かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の対策を推進した。

また、平成24年2月に公表した「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」に基づく乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを生育させないための対策を推進した。

さらに、CCCFにおける穀物中のデオキシニバレノールの最大基準値やかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範等の検討に参画した。

(イ) 有害微生物

平成23年6月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に基づく野菜の生産から出荷段階における衛生管理上の対策を推進した。また、生産段階におけるトマト及びきゅうりの微生物実態調査を行った。

さらに、平成27年9月、「スプラウト生産における衛生管理指針」を作成・公表し、スプラウト生産施設での衛生管理上の対策を推進した。

イ 畜水産物

(ア) 有害化学物質

a メチル水銀

CCCFにおける魚類中のメチル水銀の最大基準値の設定及び対象魚種について、電子作業部会の議長国として議論を主導した。

b ダイオキシン類

水産物中のダイオキシン類濃度の経年的変化を把握するため、水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

c 海洋生物毒

平成27年3月、二枚貝等の生産海域における貝毒リスク管理措置を定めた「生産海域におけ

る貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）を通知し、ホタテガイには3月から、その他貝類には4月から適用した。また、同通知を補完するものとして、「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」を策定した。同通知及び同ガイドラインに基づき、貝毒リスク管理を推進した。

(イ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトジェネス及びノロウイルス）について汚染実態調査を行った。

生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぎ、安全な牛肉・鶏肉・鶏卵を生産するため、「生産衛生管理ハンドブック」（平成24年、平成25年公表、平成27年一部更新）の対策を推進した。また、畜産物の生産者向けに、平成19年度から平成23年度までに実施した畜産物の汚染実態調査の結果をまとめ、平成27年6月から平成28年3月にかけて、公表した。

また、消費者向けに、食中毒を防ぐために家庭でできることを題材に説明会を開催した（平成27年11月～平成28年1月（4回））。さらに、生の野菜や果物の衛生的な取扱いやノロウイルスなど食中毒の原因ウイルスに関する情報を取りまとめて公表した。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、トランス脂肪酸、ヒスタミン、ヒ素等の含有実態調査を行った。

食品関連事業者が自主的に行うアクリルアミド低減の取組を支援するため、食品関連事業者を対象としたアクリルアミド低減のための研究会を開催するとともに、それぞれの事業者と意見交換会を開催した。

また、消費者向けに、食品中のアクリルアミドを減らすために家庭でできることを「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」としてまとめ（平成27年10月公表）、説明会の開催等を通じてその普及を進めた。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

規制をはじめとする行政施策・措置が客観的合理性を満たしたものとなるために必要な科学的知見を得ることを目的とする研究を充実・強化するため、平成27年3月に策定された「農林水産研究基本計画」に基づ

き、新たに「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」を策定した（平成27年6月19日公表）。具体的な取組みとしては、「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」や委託プロジェクト研究（食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト）等を実施したほか、「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」で実施した研究（平成26年度終了分）の研究成果報告会を平成27年11月に開催した。

（4）農林水産物等の放射性物質の検査

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、必要な検査が円滑に実施されるよう、検査結果の解析、関係県に対する検査機器の整備の支援等を行った。

2 農畜水産物の安全確保

（1）生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

（ア）普通肥料の公定規格

平成28年1月、普通肥料の公定規格の改正を行い、「家畜ふん尿処理施設由来の汚泥発酵肥料」及び「鶏ふん燃焼灰」を「混合汚泥複合肥料」の原料として混合できるようにした。平成27年度末現在、普通肥料の公定規格は159種類設定されている。

（イ）肥料の登録

平成27年度における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づき農林水産大臣によって登録された数は、1,203件、有効期間更新数は4,386件、平成27年度末における有効登録数は20,405件であった。

（ウ）指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成27年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は6,737件、平成27年度末における有効届出数は72,108件であった。

（エ）肥料の検査

肥料取締法第30条に基づき平成27年度における国の立入検査を521か所で実施し、収去した標品431点中、正常でないものは99点であった。

（オ）調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）において、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

（カ）肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400 Bq/kg）を設定するとともに、肥料原料として利用される下水汚泥等のうち、放射性物質が検出されたもの（以下「原料汚泥」という。）の基準（200 Bq/kg）及びその取扱い等を示した。平成27年度においても、下水汚泥等を原料とする肥料の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えないようにするため、原料汚泥を肥料生産業者に供給する事業者から、原料汚泥の放射性セシウム濃度の報告を受けた。

イ 農薬

（ア）農薬の登録状況

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づき、27農薬年度（平成26年10月～平成27年9月）において、新たに登録された農薬は184件で、9月末における有効登録件数は4,375件となり、前年同期に比較して36件の増加となった。27農薬年度に登録された新規化合物は8種類であった。

（イ）農薬の取締状況

農薬取締法第13条の2に基づき、平成27年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し69件の立入検査を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

また、24件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

さらに、農薬取締法第13条に基づき、安全性が確認されていない無登録農薬を製造した疑いで1件の立入検査を行い、製造者に対して、無登録農薬の製造・販売を中止し、当該製品の販売先に当該製品を廃棄するよう指導した。

（ウ）農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省及び食品安全委員会と連携を図りつつ、FAMICにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用する

ときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないよう、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の基礎資料とするため、被害事例に関する調査を実施した。

(エ) 農薬の生産出荷

27農薬年度の農薬の生産額は3,900億円（前年比3.5%減）、出荷額は3,704億円（前年比2.6%減）となっており、生産額及び出荷額はともに減少した。

(オ) 農薬の輸出入

27農薬年度の農薬の輸出額は、1,646億円（前年比4.7%増）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が29.2%を占めて最も多く、次いでブラジル12.8%、大韓民国9.7%となった。

一方、輸入額は988億円（前年比2.3%増）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合は、中国25.1%、ドイツ14.4%、米国10.4%であった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法第3条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）により

設定している。

同省令に成分規格等が定められている特定飼料等のうち抗生物質の検定をFAMICで行った（平成27年度検定181件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号）を改正し、11農薬について、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の残留農薬の指導基準を設定又は改正した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第5条に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成23年農林水産省令・環境省令第1号）により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、飼料安全法第26条第6項において準用する第3条第2項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴き、飼料の公定規格を定めることができる。飼料の公定規格による平成27年度の検定は、1県及び1登録検定機関において、魚粉13銘柄について実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法第56条及び第57条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るため、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。平成27年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。平成27年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 平成27年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	566	2686	3252
収去件数	704	796	1500
飼料	694	776	1470
飼料添加物	10	0	10

収去品の試験結果			
正常件数	703	776	1479
飼料	693	776	1469
飼料添加物	10	0	10
違反件数	1	0	1
飼料	1	0	1
飼料添加物	0	0	0

表2 平成27年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	132
集取件数	113
集取品の試験結果	
正常件数	113
違反件数	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況

a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第12条及び第23条の2の規定に基づく製造販売業の許可件数は97件、医薬品医療機器等法第13条第1項、第3項、第23条の2の3第1項及び第3項の規定に基づく製造業の許可及び登録件数は145件、医薬品医療機器等法第13条の3第1項、第3項及び第23条の2の4の規定に基づく外国製造業者の認定件数は173件、医薬品医療機器等法第40条の2第1項及び第3項の規定に基づく修理業の許可件数は284件であった。

b 医薬品医療機器等法第14条第1項及び第9項の規定に基づき承認された医薬品及び医薬部外品は、それぞれ278品目、27品目、医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項及び第11項の規定に基づき承認された医療機器及び体外診断用医薬品機器は、それぞれ32品目、11品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

医薬品医療機器等法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この制度は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニングを行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を

受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うというものである。平成27年度に見直しの対象となる135成分について、平成27年3月、関係者に通知し、スクリーニングを実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

医薬品医療機器等法第83条の3の規定に基づき、畜水産物の安全性を一層確保するため、未承認医薬品及び人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等として食品衛生法の規定に基づき食品において「不検出」とされている物質を含有する医薬品につき、家畜等への使用を禁止している。平成27年度末時点では、クロラムフェニコール、マラカイトグリーン等15の物質を家畜等への使用が禁止されている物質として指定している。

また、動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等を介して人の健康を損うおそれのあるものについては、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）により使用者が遵守すべき基準（使用基準）を定めている。平成27年度は、7種類の動物用医薬品について使用基準の設定又は変更を行った。

(エ) 検定等の検査

表3 医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成27年度の検定状況

生物学的製剤（受付件数356件）	
合格	354件
不合格	2件
中止	0件

表4 医薬品医療機器等法第69条第4項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成27年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	12件	0件	2件
抗生物質製剤	4件	0件	1件
生物学的製剤	15件	0件	1件

(オ) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため、都道府県の薬事監視員を対象に実施されている。平成27年度は平成27年10月20日に開催し、医薬品医療機器等法の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の

諸事項についての協議検討等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400 Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用に当たっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう、周知徹底を図った。

イ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年8月、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないように、牛の飼養試験等のデータを活用して、同年2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300 Bq/kg から100 Bq/kg に改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、同年3月23日に改訂し、同年4月1日から適用した（表5）。

表5 飼料の放射性セシウムの暫定許容値
暫定許容値 (Bq/kg)

	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	100	40

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

3 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生状況

ア 海外における主な家畜伝染病の発生状況

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、平成27年度も、世界的に広範囲にわたり発生が報告されている。

(ア) 口蹄疫

アジア地域においては、口蹄疫がまん延してお

り、平成27年末時点でOIEにより口蹄疫ワクチン非接種清浄国のステータスに認定されている国は、我が国を含め、ブルネイ、インドネシア、シンガポール及びフィリピンの5か国のみである。

アジア地域では、これまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O及びAsia1型の3型の発生が報告されている。

A型口蹄疫に関しては、台湾の金門県において平成27年4月から平成27年5月にかけて発生が報告されている。また、中国においても、平成25年2月に広東省で発生した後、継続して発生が報告されており、平成27年5月には湖北省で発生が報告された。

O型口蹄疫に関しては、従来より東アジア地域で発生が継続している。韓国ではワクチン接種による疾病コントロールを実施していたが、平成26年7月から平成27年4月にかけて京畿道・忠清北道・忠清南道を中心に大規模な発生が継続した。その後、8か月間発生はなかったが、平成28年1月以降、全羅北道及び忠清南道で発生が報告されている。また、中国、香港及びモンゴルでも発生が報告された。

東アジア地域では、各国、ワクチン接種による疾病コントロールを実施している。

アジア地域以外では、アフリカ、中東等において本病の発生報告があった。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。

平成27年度には、アジア地域においても、10の国及び地域（中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、インドネシア、インド、ブータン及びラオス）で本病の発生が報告された。特に、韓国及び台湾においては、平成27年1月以降、本病の大規模な発生が継続している。アジア地域以外では、米国及びカナダにおいて、平成26年11月から平成27年6月にかけて、本病の大規模な発生が報告された。そのほかにも、フランスで平成27年11月以降継続して発生しているほか、ヨーロッパ、アフリカ及び中東等での発生が報告された。

イ 国内における主な家畜伝染病の発生状況

平成27年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

(ア) 牛関係の監視伝染病

- ① 口蹄疫
発生は確認されなかった。
- ② 結核病
発生は確認されなかった。
- ③ ブルセラ病
発生は確認されなかった。
- ④ ヨーネ病
656頭が患畜と診断された。なお、死亡後診断された個体を除き全て殺処分された。
- ⑤ 牛海綿状脳症（BSE）
発生は確認されなかった。
- ⑥ 牛流行熱
九州地方において、22頭の発生が確認された。
- ⑦ 牛白血病
2,977頭の発生が確認された。
なお、農場のほかに、と畜場からの発生報告があった。
- ⑧ 牛ウイルス性下痢・粘膜病
320頭の発生が確認された。
- (イ) 豚関係の監視伝染病
 - ① オーエスキー病
発生は確認されなかった。
 - ② 豚流行性下痢（PED）
170,308頭の発生が確認された。
- (ウ) 鶏関係の監視伝染病
 - ① 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ
発生は確認されなかった。
 - ② ニューカッスル病
発生は確認されなかった。
 - ③ 家きんサルモネラ感染症
発生は確認されなかった。
- (エ) 馬関係の監視伝染病
 - ① 馬伝染性貧血
発生は確認されなかった。
 - ② 馬インフルエンザ
発生は確認されなかった。
 - ③ 馬伝染性子宮炎
発生は確認されなかった。
 - ④ 馬パラチフス
発生は確認されなかった。
- (オ) めん山羊の監視伝染病
 - ① スクレイピー（めん山羊の伝達性海綿状脳症）
発生は確認されなかった。
 - ② ヨーネ病
めん羊で1頭、山羊で1頭が患畜と診断さ

た。なお、死亡後診断された個体を除き全て殺処分された。

- (カ) あひろの監視伝染病
あひろ肝炎

4羽の発生が確認された。我が国において、アヒル肝炎が届出伝染病に指定されてからは初の発生であった。

(2) 家畜防疫

ア 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策

- (ア) 国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っており、我が国は、平成25年5月のOIE年次総会で、最上位である清浄度の高い「無視できるBSEリスク」の国に認定されており、平成27年度もそのステータスを維持した。

- (イ) 我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13年9月に初めて確認されたが、平成21年1月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年1月生まれ（平成15年11月確認）であった。

BSE対策としては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び飼料安全法に基づき、全月齢の臨床疑い牛及び48か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施した。

- (ウ) 農場サーベイランス（死亡牛BSE検査）

平成27年4月、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、農場サーベイランスにおける検査対象牛を、全月齢の臨床疑い牛及び24か月齢以上の死亡牛から全月齢の臨床疑い牛及び48か月齢以上の死亡牛に変更するとともに、サーベイランスの集計手法について国際的な基準への整合性を図るなどの変更を行った。平成27年度は65,262頭の検査を実施し、陽性牛は一頭も確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を

引き続き講じた。

(参考) 厚生労働省による BSE 対策の見直し

厚生労働省では、食品安全委員会での評価結果に基づき、これまで輸入を禁止していた以下の国からの牛肉について、輸入を再開した。

- ① ブラジル（平成27年12月再開、48か月齢以下）
- ② デンマーク（平成28年2月再開、30か月齢以下）
- ③ ノルウェー（平成28年2月再開、30か月齢以下）
- ④ スウェーデン（平成28年2月再開、30か月齢以下）

イ その他の家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組
ヨーネ病対策として、家伝法に基づく定期的な検査に加え、「牛のヨーネ病防疫対策要領」（平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

豚のオーエスキー病対策として、「オーエスキー病防疫対策要領」（平成3年3月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知）に基づき、地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等を推進した。

ウ 各種疾病の発生予防

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、家畜伝染病予防負担金により、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を支援した。

(3) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設及び機器整備

畜産農家の規模拡大・集団化等が進展する中、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイムPCR装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設及び機器を家畜保健衛生所に整備した。また、交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備した。

イ 家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った

家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う地域一体となった取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行った。

これにより家畜保健衛生所等が行った具体的な取組は以下のとおり。

(ア) BSE 検査及び清浄化の推進

BSE の浸潤状況をより正確に把握し、BSE の防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛 BSE 検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛 BSE 検査を確実かつ円滑に推進した。

検査の実施頭数は、(2)アウの項を参照のこと。

(イ) 監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

加えて、家畜保健衛生所が行う検査の信頼性を確保するため、精度管理を行うに当たり必要となる講習会等の開催や検査機器の校正を行った。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るため、牛のサルモネラ感染症等の家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性向上のため、地域一体となった HACCP の考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制（農場 HACCP）の普及、定着、鶏卵のサルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた養鶏農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留並びに薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣

医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

また、PEDの発生を受け、PED防疫マニュアルに基づいた緊急消毒を実施した。

(カ) 農場のバイオセキュリティの向上

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえつつ、防鳥ネットの設置など、農場におけるバイオセキュリティを向上させる取組を推進した。

ウ HACCPの考え方をとり入れた生産衛生管理（農場HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCPの導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した（406名受講）。

エ 調査研究

第57回全国家畜保健衛生業績発表会は、平成27年4月19日及び20日の2日間、日比谷公会堂において開催され、全国の各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、2題が農林水産大臣賞に、20題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(4) 技術普及

ア 平成27年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、さらに、家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。平成27年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所、支所及び海外病研究施設、千葉県農業共済連で計12回開催され、延べ336名が受講した。また、家畜衛生研修会については、動物衛生研究所の本所で計4回開催され、延べ182名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表6のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけではなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながった。

表6 平成27年度家畜衛生講習会及び研修会

種類	回数	受講人数		計
		県職員	その他	
①家畜衛生講習会	12	322	14	336

基本講習会	1	48	0	48
総合講習会	1	38	1	39
特殊講習会	10	236	13	249
牛疾病	1	43	2	45
豚疾病	1	38	2	40
鶏疾病	1	41	3	44
繁殖障害	1	7	0	7
病性鑑定	4	35	2	37
獣疫学	1	26	2	28
海外悪性伝染病	1	46	2	48
②家畜衛生研修会	4	179	3	82
計（①+②）	16	501	17	518

(5) 検疫関係

ア 我が国における輸入停止等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を停止する措置（加熱処理したものを除く。）を講じている。

平成27年度は、高病原性鳥インフルエンザが発生したアメリカ・サウスダコタ州、モンタナ州、ノースダコタ州、ウィスコンシン州、アイオワ州、インディアナ州及びネブラスカ州、カナダ・オンタリオ州、英国及びフランス並びに低病原性鳥インフルエンザが発生したアメリカ・ミシガン州、ペンシルバニア州及び英国・ファイフ州に対し、生きた家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を講じた。

なお、我が国では、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入を、それぞれ禁止している。

イ 水際検疫の強化

(ア) 動物検疫所への検疫探知犬の導入

動物検疫所では、平成27年度末までに、入国者の手荷物及び海外からの国際郵便物から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発するため、新千歳空港（2頭）、成田国際空港（4頭）、東京国際（羽田）空港（4頭）、中部国際空港（2頭）、関西国際空港（4頭）、福岡空港（2頭）、那覇空港（2頭）及び川崎東郵便局（2頭）に合計22頭を配置し、水際検疫を強化している。

(イ) 入国者に対する質問、携帯品の消毒

家伝法に基づく、入国者に対する海外農場等へ

の訪問歴や日本国内での家畜に触れる予定等についての質問及び必要に応じた衛生指導や手荷物等の消毒については、家畜防疫官の口頭質問により効率的かつ効果的に実施している。さらに、農業研修目的で入国する者への対応強化のため、関係団体への協力要請も行っている。

ウ 輸出入検疫の実績

平成27年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績は牛は9,384頭（前年比89.8%）、豚は496頭（前年比67.8%）、馬は4,882頭（前年比90.8%）と、前年と比べて減少した。一方、初生ひなは493,134羽（前年比106.1%）と増加した。山羊及びめん羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、馬が202頭（前年比134.7%）であり、競走用及び乗用が大幅に増加した。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では2,596,867 t（前年比98.0%）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は550,781 t（前年比92.7%）、豚肉は954,984 t（前年比96.2%）、家きん肉は913,406 t（前年比104.9%）であった。肉類全体の輸出検疫実績は、13,528 t（前年比91.9%）であり、牛肉は1,642 t（前年比129.7%）、豚肉は313,259 t（前年比102.4%）と前年より増加した。

表7 平成27年の輸出入検疫数量

（平成27年1月1日から平成27年12月31日までの集計）
（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）
（かっこ内：対前年比）
（－は検疫の対象外のため検査なし）

（動物）	輸出	輸入
牛	0	9,384 (89.3%)
豚	0	496 (67.8%)
めん羊	0	0
山羊	0	0
馬	202 (134.7%)	4,882 (90.8%)
兎	239 (105.8%)	13,180 (69.9%)
初生ひな	0	493,134 (106.1%)
他の偶蹄類	0	※56 (116.7%)
犬	6,758 (103.8%)	6,343 (95.8%)
猫	1,981 (98.0%)	1,810 (106.7%)
サル	-	5,235 (79.8%)
（畜産物）		
骨類	1 (128.9%)	39,157 (92.8%)
肉類	13,528 (91.9%)	2,596,867 (98.0%)
臓器類	518 (87.5%)	73,609 (103.0%)
卵類	2,515 (154.2%)	6,116 (76.2%)
皮類	74,540 (96.6%)	32,827 (102.8%)
毛類	308 (150.7%)	3,553 (88.3%)
ミール類	0	1,590 (98.3%)
動物性加工たん白	-	696,712 (91.4%)
わら	-	146,933 (94.9%)

※他の偶蹄類として、アルパカ24頭、イボイノシシ2頭、コビトカバ1頭、キリンが8頭、ラクダ7頭、水牛14頭、それぞれ輸入された。

エ 輸出入検疫協議の状況

（ア）輸入検疫協議の状況

我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁（再開）要請に対し、原則として畜種ごとにリス

ク評価を実施し、輸出国（又は地域）における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性を確認できた場合に限り、輸入を解禁（再開）することとしている。

平成27年度は、ブルガリア、コロンビア及びポルトガルからの生鮮家きん肉並びにポーランドからの生鮮馬肉に関する家畜衛生条件を新たに設定し、輸入を解禁した。また、ベルギー、メキシコ及びドイツの豚コレラに係る評価を終え、ベルギー及びメキシコ全土からの生鮮豚肉の輸入を解禁するとともに、ドイツからの生鮮豚肉の輸出が可能な地域を拡大した。さらに、鳥インフルエンザの発生により輸入停止措置を講じた国のうち、米国、カナダ、英国全土及びドイツ（一部地域を除く。）について鳥インフルエンザ等の清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を解除し、生鮮家きん肉等の輸入を再開した。

（イ）輸出検疫協議の状況

我が国は、平成25年5月にOIEから「無視できるBSEリスク」の国として認定されたことを踏まえ、各国に対し、精力的に輸出に向けた協議を行ってきた。その結果、平成27年度には、平成16年から輸出解禁要請を行ってきたミャンマー及びブラジルへの牛肉輸出が可能となった。また、豪州向けの常温保存可能な牛肉製品及び台湾向けの鶏卵についても輸出が可能になった。

（6）獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年8月31日に公表された新たな国の基本方針に則し、平成27年度末までに45道府県が都道府県計画を策定・公表した。

イ 獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における卒後研修等の臨床研修の実施に関する援助を行った。

ウ 第67回獣医師国家試験

第67回獣医師国家試験は、平成28年2月16日及び17日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,299名中1,024名（78.8%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、平成26年12月31日現在の状況を39,098名が届け出た。

オ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第67回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

カ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、診療施設の構造設備の基準及び診療施設の管理に関して、平成21年2月20日に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を施行した。また、獣医療分野におけるCTエックス線装置の使用の増加に伴い、平成26年6月26日に獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）の一部を改正する省令を施行した。これらの周知を図るため、都道府県の担当者を対象とした放射線防護に関する講習会を開催した。

4 魚類防疫対策

(1) 輸入防疫

ア 平成28年1月、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）を改正し、輸入防疫の対象疾病を11疾病から24疾病に拡大した。

また、輸入許可の対象となる動物にアワビ、カキ、ホタテガイ等の貝類等を新たに追加した。そして、対象品目について、改正前は、生きているもので、かつ、さけ科魚類では発眼卵及び稚魚、えび類では稚えびに限られていたが、改正後は、生きているものについては全ての成長段階のものに拡大するとともに（ただし、食用については、公共用水面に直接排水する施設で管理するもののみを対象とした。）、生きていないもののうち、対象動物を原料として養殖の用に供するものを加えた（ただし魚粉及び魚油を除く。）。

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、平成27年度は、きんぎょ 881件（昨年度874件）、さけ科魚類の発眼卵10件（昨年度11件）及びくるまえばい属の稚えび9件（昨年度2件）について、輸入許可を行った。なお、輸入防疫対象疾病発生国等か

ら輸入されるきんぎょ 153件（昨年度151件）及びくるまえばい属の稚えび9件（昨年度2件）に対しては、管理命令を発し、日本到着後に隔離して管理飼育を実施した。

(2) 国内防疫

ア 平成28年1月、持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）を改正し、輸入防疫同様、国内防疫の対象疾病を11疾病から24疾病に拡大した。

また、輸入防疫同様、国内防疫の対象動物にアワビ、カキ、ホタテガイ等の貝類等を新たに追加した。

イ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病であるコイヘルペスウイルス（KHV）病の平成27年度の発生確認件数は、天然水域で4件（昨年度3件）、養殖場等で13件（昨年度34件）であった。

ウ 国内で発生が確認されているKHV病、アユ冷虫病等の重要な疾病について、防疫対策を実施した。

また、KHV病等我が国養殖水産動物の重要疾病に対する診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

5 植物防疫対策

(1) 病害虫防除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省は、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害虫防除についても発生予察情報等に基づき、農業だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病害虫・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト及びなし等）のIPM実践指標モデルに基づき、都道府県の実情に合わせたIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進することにより、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17年度から平成27年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全246種類のIPM実践指標について策定されており、そのうち約8割は、都道府県ホームページや農

業者指導冊子等に掲載されることにより、農業生産現場で農業者自らがIPMへの取組を確認できる指標として使用されている。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ マイナー作物の農薬登録推進

年間生産量が3万t以下の作物（地域特産作物：いわゆるマイナー作物）では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病害虫に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。そこで、「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」において、都道府県が登録を要望する農薬と農作物を農薬登録推進リストとして取りまとめ、都道府県等の関係者へ情報提供を行った。

また、作物由来の成分により試験が困難となる等の技術的な課題が生じている地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立、薬効・薬害試験や作物残留試験の実施支援を行い、農薬の適用拡大を加速化するため「地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業」を実施した。

ウ 発生予察事業

農林水産省では、稲、麦、果樹、茶及び野菜等の病害虫を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計10回発表した。

平成27年度の主な病害虫発生状況は以下のとおり。

(ア) 水稻：病害では、台風や前線の影響で度々長期間の天候不順に見舞われ、そのたびにイネいもち病の多発と被害の拡大が懸念された。そのため、平成27年6月から平成27年9月にかけて、本病について、九州を中心に11県から延べ18件の注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。特に、平成27年6月から平成27年7月の梅雨の時期には、九州南部を中心に西日本で深刻な日照不足及び長雨となり、葉いもちの拡大と穂いもちへの移行が懸念された。さらに、同地域では平成27年8月下旬から再び低温、多雨、日照不足の傾向が続き、穂いもちの多発が懸念された。

害虫では、冬期から春期の調査で、ヒメトビウナカ越冬虫のイネ縞葉枯病ウイルス保毒率が高かったことから、平成27年3月から平成27年6月に関東の5県から注意報が発表され、防除が呼び

かけられた。

トビウナカは、本州、九州、中国地方の一部の地域で飛来が確認されたものの、各地で平年より小発生・小飛来傾向であったことから、警報・注意報による特段の防除対応もなく、大きな被害が生じたという報告もなかった。

また、斑点米カメムシ類については、平成27年6月から北日本及び北陸の日本海側を中心に15道府県から延べ17件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。その結果、全国的には平成26年度と同程度の発生となった。

(イ) 麦：4月上・中旬に赤かび病の影響を受けやすい開花期を迎え、全国的に雨が多い天候が続いたため、防除適期を逸することで発生が平年より多くなることが懸念された。そのため、愛媛県、三重県及び静岡県から注意報が発表され、その結果、発生の拡大が抑えられた。

(ウ) 果樹：病害では、ナシ黒星病について、重点防除時期にあたる開花期前後に降雨の多かった地域で発生が多い傾向となり、更なる発生の拡大が懸念された。そのため、宮城県、福島県、茨城県、愛知県及び佐賀県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた結果、全国的には平成26年度と同程度の発生となった。

害虫では、果樹カメムシ類について、各地での越冬量が多く、春期から夏期にかけて越冬成虫の果樹園への飛来が多くなることが懸念された。また、フェロモントラップによる誘殺数も平年より多い地域が多く、6県から延べ7件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。結果として、秋以降の発生は平年より抑えられた。

(エ) 野菜及び花き：病害では、タマネギべと病について、冬期から春期にかけて発生ほ場数が平年より多く推移し、向こう一か月の降水量も多いと予想されたことから、島根県、山口県、佐賀県及び長崎県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。しかし、降雨の多い天候が続いたこともあり発生が助長されていたことから、二次感染が広がり発生は多くなった。

害虫では、いちごのハダニ類について、発生株率及び発生ほ場率が高い地域で発生の拡大が懸念され、5県から延べ6件の注意報が呼びかけられた。本害虫の防除については、薬剤に対する本害虫の感受性低下を防ぐため、同一系統薬剤の連続散布を行わないよう呼びかけられており、今後、薬剤抵抗性病害虫の発生動向について注視す

ることが必要となっている。

エ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の

安全使用等の指導を行った。

病害虫防除所が国の発生予察事業への協力及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県へ植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農林水産航空事業等

表8 病害虫発生状況及び防除状況（平成27年度実績）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	
(イネ)			
葉いもち	330	1,458	関東、近畿、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い
穂いもち	266	1,265	中国の一部地域で多い、近畿、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、北関東及び東海の一部地域でやや多い
紋枯病	586	709	東北、甲信、北陸及び四国の一部地域で多い、東海の一部地域で多い～やや多い、北海道、近畿、中国及び沖縄の一部地域でやや多い
白葉枯病	6	84	南九州の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	30	178	東海及び四国の一部地域で多い～やや多い、近畿及び北九州の一部地域でやや多い
セジロウンカ	593	1,194	近畿及び九州の一部地域でやや多い
トビロウンカ	68	877	近畿及び九州の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	758	1,227	北陸及び沖縄の一部地域で多い、東北及び中国の一部地域で多い～やや多い、関東、甲信、東海及び九州の一部地域でやや多い
斑点米カメムシ類	573	1,549	東北、東海、北陸、中国及び南九州の一部地域で多い～やや多い、北関東、甲信、近畿及び四国の一部地域でやや多い
コブノメイガ	201	391	東海の一部地域で多い、近畿及び南九州の一部地域でやや多い
イネミズゾウムシ	512	816	東北の一部地域で多い～やや多い、北関東、東海、近畿、四国及び南九州の一部地域でやや多い
(ムギ類)			
うどんこ病	19	286	東海の一部地域で多い、関東の一部地域で多い～やや多い、甲信の一部地域でやや多い
赤かび病	42	527	東海及び四国の一部地域で多い、北九州の一部地域で多い～やや多い、近畿及び中国の一部地域でやや多い
雪腐病類	33	94	北陸の一部地域で多い
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	28	62	九州の一部地域で多い～やや多い
吸実性カメムシ類	24	85	四国の一部地域で多い、北東北の一部地域でやや多い
(カンキツ類)			
黒点病	52	217	中国の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿及び四国の一部地域でやや多い
かいよう病	15	84	四国の一部地域で多い～やや多い、中国、九州及び沖縄の一部地域でやや多い
(リンゴ)			
斑点落葉病	6	305	北東北の一部地域で多い、北海道の一部地域でやや多い
腐らん病	5	64	北海道、南東北及び甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	14	114	北関東及び東海の一部地域で多い、東北の一部地域で多い～やや多い
(ナシ)			
黒斑病	1	39	四国の一部地域でやや多い
黒星病	5	135	南東北及び北陸の一部地域で多い、東海、中国及び九州の一部地域で多い～やや多い、関東及び近畿の一部地域でやや多い
ナシヒメシンクイ	1	67	北陸、近畿及び北九州の一部地域でやや多い
(モモ)			
せん孔細菌病	4	48	東北、東海、中国及び四国の一部地域で多い、近畿の一部地域で多い～やや多い、北陸の一部地域でやや多い
灰星病	1	37	近畿及び四国の一部地域でやや多い
(ブドウ)			
晩腐病	2	42	北関東の一部地域で多い、北陸の一部地域でやや多い
べと病	4	56	四国の一部地域で多い、北九州の一部地域で多い～やや多い、北関東、東海、近畿及び中国の一部地域でやや多い
(野菜共通)			
疫病	1	15	きゅうり：近畿の一部地域でやや多い、トマト：中国及び四国の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い、関東及び近畿の一部地域でやや多い
灰色かび病	6	71	いちご：東海の一部地域で多い～やや多い、南東北、関東、近畿及び北九州の一部地域でやや多い、トマト：北陸及び中国の一部地域で多い、関東及び東海の一部地域で多い～やや多い、南東北、甲信、近畿及び九州の一部地域でやや多い、レタス：東海の一部地域で多い、関東の一部地域で多い～やや多い
ハスモンヨトウ	11	95	中国の一部地域で多い、関東及び九州の一部地域で多い～やや多い、南東北の一部地域でやや多い
ハダニ類	20	48	いちご：南東北、東海、近畿、中国及び九州の一部地域で多い～やや多い、南関東及び四国の一部地域でやや多い、きゅうり：南東北の一部地域でやや多い、さといも：南関東の一部地域でやや多い、すいか：近畿の一部地域で多い、北東北、北陸及び中国の一部地域でやや多い、なす：関東及び四国の一部地域で多い～やや多い、北陸及び南九州の一部地域でやや多い、大豆：北陸の一部地域で多い～やや多い

平成27年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積（林野を除く。）は、水稲防除3万6千ha、水稲以外（畑作物・果樹）防除1万ha、その他（播種・施肥等）1千ha、ミバエ類再侵入防止等244万ha、計248万7千haであった。このうち、水稲防除の実面積は3万haで、関係農家数は約2万9千戸であった。林業関係では、松くい虫防除1万6千haと野ねずみ駆除5万6千haを中心として、計7万2千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稲防除92万3千haを中心として、計105万8千haであった。

平成27年12月に改正航空法が施行され、産業用無人ヘリコプターやドローンと呼ばれる小型無人航空機が規制の対象となったことから、農林水産省では、安全かつ適正な農薬散布の実施を図るため、策定していたガイドラインについて、改正後の航空法に基づく手続内容を反映した新たなガイドライン「空中散布等における無人航空機利用技術指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知）を策定した。

カ 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該農薬の登録が行われていない等の理由により、輸出相手国の残留農薬基準値が我が国の基準に比べて低いものが多く、結果として輸出向けの農産物に使用可能な農薬が少なくなっている。こうした状況の下、輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入することを目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立導入事業」を実施した。平成27年度は、茶（かぶせ茶・抹茶）及びりんご（無袋栽培）について取組み、事業成果は「病害虫防除マニュアル」として農林水産省のホームページに掲載し、輸出に取組む産地における農薬使用の参考とされている。

(2) 植物検疫

ア 輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスの結果等を踏まえ、13種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病害虫）を新たに指定する等の農林水産省令の改正及び関係告示の制定・改正を行うこととし、それに向け、諸外国へのSPS通報及び公聴会等の所

定の手続きを実施した。

イ 輸入検疫

平成27年度においては、栽植用苗・球根8億9千万個、種子2万4千t、切り花20億7千万本、生果実158万t、野菜91万t、穀類・豆類2,707万t、木材343万m³、その他雑品等918万tについて、輸入検疫を実施した。

輸入が禁止されている植物であっても、病害虫の侵入を防止する措置が確立した場合には、相手国との協議等を経て、輸入を解禁又は輸入条件を緩和している。平成27年度においては、科学的知見に基づき6か国2地域と対面協議を実施した。

ウ 輸出検疫

(ア) 平成27年度においては、栽植用苗・球根1,042万個、種子2,318t、切り花77万本、生果実3万1千t、野菜1万9千t、穀類・豆類17万1千t、木材103万m³、その他雑品9万4千tについて、輸出検疫を実施した。このうち、輸出検査の利便性向上のため、長野県川上村における台湾向けレタス、豊明花き地方卸売市場におけるアジア向け苗及び切り花等、1万1千件の集積地検査を実施した。

また、農産物を手荷物として諸外国に持ち出す際の輸出検査の利便性向上のため、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び福岡空港に輸出検疫カウンターを設置した。

(イ) 平成27年度においては、輸出振興を図るため、ベトナム向けりんご、タイ向けかんきつ類、米国向けかきなど輸出戦略実行委員会において整理された輸出環境課題等を中心に検疫協議を戦略的に進め、科学的知見に基づく技術的協議を重ねた結果、平成27年9月にはベトナム向けりんご生果実の輸出解禁、平成28年1月にはタイ向けかんきつ類の輸出生産地域の追加・拡大を実現した。

(ウ) アジア型マイマイガ（AGM）については、米国等のAGM規制国に承認された民間検査機関による船舶検査及びAGM不在証明書の発給が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成27年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病害虫のまん延防止等を図るため、以下の対策を実施した。

(ア) 北海道ほか9県において、原種ほ及び採種ほを対象に、種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) 岡山県ほか13県において、かんきつ類及びりんご等の母樹を対象に、ウイルス病の検査を実施し

た。

- (ウ) 我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか19種の病害虫を対象に、その侵入を早期に発見するため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において、侵入警戒調査を実施した。
- (エ) 我が国未発生の病害虫が国内に発生した場合について、平成24年度に制定した「重要病害虫発生時対応基本方針」（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、都道府県の協力を得てその発生状況等の調査を行うとともに、28件について、病害虫のリスクに応じた防除対策を実施した。
- (オ) 我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーンング病菌等について、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に、移動規制に係る取締を実施した。
- (カ) 平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスについては、平成27年度に新たに感染が確認された愛知県丹羽郡扶桑町の全域、一宮市、江南市及び丹羽郡大口町の一部地域、大阪府河内長野市の一部地域を加えた4都府県19市町において、根絶を目指した緊急防除を実施している。また、東京都昭島市、八王子市、福生市及び西多摩郡奥多摩町並びに兵庫県伊丹市及び宝塚市の一部地域では根絶が確認されたため、防除区域から除外した。
- (キ) 平成27年9月以降、鹿児島県奄美大島において、ミカンコミバエ種群の誘殺が多数確認されたことから、有人ヘリコプターを用いた誘殺板の散布、寄主果実の除去等を実施するとともに、同年12月より緊急防除を開始し、寄主果実の移動制限等を実施した。
- (ク) 平成27年8月、北海道網走市内の一部地域において、我が国で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたことから、発生地域からのばれいしょ、てんさい等の移動に当たっては、植物防疫官が当該線虫及び土壌の分散防止措置が講じられていることを確認する等、当該線虫のまん延防止対策を徹底した。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に66か所設置しており、輸出入時の検査、国内検査等を実施している。

6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS 委員会

WTO 協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS 協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS 措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置されており、例年3回、スイスのWTO本部で開催されている。平成27年度においては、我が国は、平成27年7月、10月及び平成28年3月に開催された会合に出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

農林水産省としては、コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、政府代表団の一員として職員を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成27年度においては、第38回総会、第70回執行委員会のほか、7の一般問題部会、2の個別食品部会に出席した。また、消費・安全局消費・安全政策課調査官が第38回総会においてコーデックス委員会副議長選挙に再選した（任期：平成29年7月まで）。

イ コーデックス連絡協議会

農林水産省は、厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成27年度においては、「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計6回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

(3) 動物衛生関係

OIE は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する基準（OIE

コード等)を策定している。このほか、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病の監視及び防疫に関する研究の国際的調和を図る等の活動を行っている。

このOIEが定める基準は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置付けられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合には、原則としてOIEが定める基準に沿った内容とすることとなっている。

ア OIE 総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年5月にフランスのパリで開催される。平成27年の第83回OIE総会は、5月24日から同月29日まで開催され、我が国も出席した。本総会においては、新たに豚コレラのステータス公式認定制度が導入され、我が国は豚コレラの清浄国に認定されたほか、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所が「FAO/OIE牛疫ウイルス含有物質の所持施設」として承認された。また、「口蹄疫」、「BSE」及び「高度な衛生状態にある馬群」等のOIEコードの改正について、議論がなされた。

3年間の任期毎に行われる理事会選挙においては、川島俊郎農林水産省大臣官房審議官(兼消費・安全局)が理事として選出(2期目)されたほか、専門委員会選挙においては、沖田賢治消費・安全局動物衛生課課長補佐がコード委員会委員に選出された。

イ 口蹄疫・鳥インフルエンザ等に関する国際会議

アジア地域の口蹄疫防疫能力を強化するために、日本のOIE拠出事業として平成23年から開始された“アジアにおける口蹄疫防疫事業(OIE/Japan Trust Fund(JTF)Project for Foot and Mouth Disease(FMD)Control in Asia)”の下、平成27年6月9日から平成27年6月11日まで、東京において、各国行政担当者及び研究者による第4回OIE東アジア口蹄疫調整委員会会合が開催され、東アジア各国の口蹄疫の発生状況、地域の口蹄疫防疫ロードマップに沿った各国の防疫対策の進捗状況、課題及び研究成果が議論された。平成28年3月には、FAO/OIE東南アジア・中国口蹄疫防疫(SEACFMD)調整委員会会合がタイのチェンライで開催され、2020年までの口蹄疫対策の工程表の更新や、それに沿った各国の現状、越境性疾病への取組・連携状況の報告等が行われた。

口蹄疫防疫に関して東アジア地域各国の協力を推進するため、平成23年から毎年「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域口蹄疫シンポジウム」が開催されているところであり、平成27年においては、鳥インフルエンザもテーマに追加され、11月に韓国で開催された。日本、中国、韓国、台湾及びモンゴルの行政官及び専門家が参加し情報交換等を行った。

また、平成27年9月に東京で開催された「第2回日中韓農業大臣会合」において、3か国の農業大臣間で、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病への対応に関する協力覚書を交わした。今後、越境性動物疾病に関する情報共有や研究分野での協力等について、3か国の連携を強化していくことになる。

平成25年12月に日本の新たなOIE拠出事業として開始された“ワンヘルス”(人と動物の医療分野が協力し、人と動物の健康を促進を図るべきとする考え方)による動物疾病対策・食料安全保障強化事業の下、平成27年10月28日から30日まで、FAO/OIE/WHO共催第6回アジア太平洋地域人獣共通感染症予防のための多分野協力に関するアジア太平洋ワークショップが札幌で開催され、人獣共通感染症についてワンヘルスの視点で連携協力を確認した。

ウ OIE 連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者並びに消費者と行政機関との間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として、平成22年5月から、「国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会」を設置している。平成27年度は、7月1日に同協議会を開催し、「BSE」、「アフリカ豚コレラ」、「高度な衛生状態にある馬群」及び「商用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理」のOIEコード改正案等について、意見交換を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約(IPPC)は、植物と植物生産物に対する病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)等

に基づくこととしている。ISPMはIPPC加盟国の協議を経て、総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア 植物検疫措置に関する委員会

平成27年3月にFAO本部（イタリア）で開催された「第10回植物検疫措置に関する委員会（CPM10）」に出席し、本委員会では、植物検疫処理に関する基準、ミバエ管理に関する検疫手法等のIPSMの採択が行われた。4月には本委員会の結果について報告会を開催し、意見交換を行った。

イ 専門家会合

平成27年5月及び平成27年11月にFAO本部で開催された「基準委員会」、10月にFAO本部で開催された「IPPC戦略計画グループ会合」にそれぞれ出席し、IPSMの策定・実施に関する改善対策について検討を行った。また、8月に南アフリカで開催された「IPPC植物検疫温度処理専門家グループ会議」及び10月にオーストリアで開催された「IPPCミバエ類の無発生地域及びシステムズアプローチに関する技術パネル」に出席したほか、9月に我が国（福島）で、「IPPC植物検疫処理に関する技術パネル」を開催し、処理基準の策定について意見交換を行った。

ウ その他会議

平成27年9月にインドネシアで開催された「アジア・太平洋植物防疫委員会（APPPC）総会」、10月に韓国で開催された「APPPC・ISPM案検討ワークショップ」、11月に韓国で開催された「IPPC電子植物検疫証明（ePhyto）に関するグローバルシンポジウム」に出席し、アジア・太平洋地域各国の取組状況を共有し、地域の取組について検討を行った。

エ IPPCに関する国内連絡会

策定中のISPM案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPCに関する国内連絡会」を平成19年9月より開催している。平成27年度は7月及び11月に開催し、ミバエに対する果実の規制ステータスの決定や規制有害動植物の植物検疫処理に関するISPM案等について意見交換を行った。

7 食品安全に関する危機管理の対応

(1) 緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全

に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成27年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。また、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」等に基づき、緊急事態の際に政府一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、関係府省と合同で実施する訓練に参加した。

(2) 伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合での食品テロ防止対策

伊勢志摩サミット会場及び関係閣僚会合会場での食品テロを防止するため、事業者が取り組む具体的な対策を構築し、事業者への助言・指導を実施した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品の表示

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示制度は、食品表示法（平成25年法律第70号）により定められている。食品表示法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律103号）の3法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したもので、平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

また、具体的な表示のルールを定めた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）は、平成27年3月20日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

食品表示基準の企画立案及び執行については、消費者庁が担当している。ただし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、農林水産省でも行っている。

(2) 食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に監視担当職員を配置するとともに、食品表示110番等を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、食品表示法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、違反が常習性がなく

過失による一時的なものであって、違反業者が直ちに表示の是正を行い、かつ、事実と異なる表示があった旨を速やかに消費者等に情報提供しているなどの改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。さらに、指導件数等を定期的に公表している。

また、食品表示監視業務について、帳簿や書類等による検証に加え、原産地判別等にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法を活用することにより、監視業務の高度化・効率化を図っている。

なお、平成27年10月より、地方農政局等に配置されている監視担当職員を「広域監視官」に統一し、食品表示法のほか、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）等に基づく監視・取締りを横断的に実施している。

(3) 加工食品の原料原産地表示制度の検討

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」こととされ、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」ことと整理されたところである。

また、TPPの大筋合意を踏まえ策定された「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされた。

このため、平成28年1月、農林水産省と消費者庁が共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置した。

2 米穀等の適正流通の確保

(1) 米穀等のトレーサビリティの運用

国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定できること、また、米穀等の産地情報の提供を促進することが重要である。

こうした中、米穀等を取扱う生産者、食品製造業者、食品卸売業者、外食事業者等に対し、

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ② 取引先や消費者に対して、米穀等の産地情報を伝達すること

を義務付ける米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）が、①につい

ては平成22年10月から、②については平成23年7月から施行された。

また、平成27年に施行後5年を経過したことから、米トレーサビリティ法附則に基づき、これまで実施した立入検査の結果、関係団体からの意見聴取及びモニター調査の結果について整理・分析を行い、施行における課題を整理するとともに、今後の対応の在り方を検討し、法制度の一層の周知・普及を進めるとともに、法令遵守の徹底と事業者の取組の充実が必要であるとの取りまとめを行い、平成27年12月に公表した。

(2) 米穀等の適正流通の監視

農林水産省では、都道府県等と連携し、米穀等を取り扱う事業者に対して米トレーサビリティ法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、立入検査を実施し、違反が確認された事業者に対して文書指導等の措置を行った。

3 トレーサビリティの推進

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されている全ての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提供者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局等では、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から買い上げた調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

(2) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成27年3月に新たに策定された食料・農業・農村基本計画等におい

て、取組の拡大を推進することとされた。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行うとともに、食品トレーサビリティ促進事業委託費により、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとに段階的な取組の進め方などを解説した「実践的なマニュアル」を作成し、食品事業者等への配布・説明による周知を行った。

4 リスクコミュニケーション等の推進

(1) リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

食品中の放射性物質に関する説明会・意見交換会について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとした。また、農林水産省消費者の部屋において、平成27年3月7日から平成27年3月11日にかけて特別展示を開催するなど、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換等に取組んだ。

表9 開催実績

動物検疫所見学・説明会	1回
農薬	2回
健康食品の安全性や機能性	2回
食品中の放射性物質対策	6回

イ 消費者など関係者との定期情報交換会

消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局、北海道農政事務所（平成27年9月までは地域センターを含む。）及び沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

表10 開催実績

意見交換会	全国計	103回
講師等の派遣	全国計	55回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する

情報を提供するため、随時、食品安全に関する消費・安全局の取組を農林水産省ホームページに掲載した。

また、農林水産省及び関係府省のホームページ上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成28年3月末現在の登録件数：約1万7千通）。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で2,746件）を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（102件）を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問（33校、261名）を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第3節 健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、平成18年3月に「食育推進基本計画」が作成され、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

(1) 食育推進基本計画

「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月作成）に基づき、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進等に、関係各府省庁が連携をとりながら、政府として一体的に取組んだ。

平成28年3月には、10年間の取組の成果と第2次食

育推進基本計画作成以降明らかになった課題等を踏まえ、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進の5つの重点課題を掲げた第3次食育推進基本計画が作成された。

(2) 食育活動の全国展開事業委託費

食と農林漁業の食育優良活動表彰（第3回）では、全国129件の応募の中から、一般及び企業の各部門において、農林水産大臣賞及び消費・安全局長賞として8事例が表彰された。

また、より効果的で広がりのある食育活動を目指すための食育実践ガイドブックの作成等を行った。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成27年度においては、遺伝子組換え農作物14件、遺伝子組換えカイコ1件及び遺伝子組換え生ワクチン1件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で国民からの聴取した意見を適宜反映した。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に

主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成27年度においては、遺伝子組換え動物20件及び遺伝子組換え微生物5件について確認を行った。

(3) 未承認の遺伝子組換え農作物への対応

未承認の遺伝子組換え農作物の種子及び苗が我が国に流入し栽培されることを防止するため、カルタヘナ法第31条に基づき、輸入時の検査を実施している。平成27年度の対象作物は、アマ、パパイヤ及びワタであり、合わせて25件を検査した。その結果、未承認遺伝子組換えワタの混入が2件確認された。これらの種子は、輸入者に対し、漏出・発芽しない方法で確実に処分するよう指導した。